

平成24年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成23年度事務事業対象)

I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	南九州市教育委員会における事務事業評価制度	
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	P 5
1	評価の観点	
2	観点別評価	
3	評価の結果	
III	教育行政評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応	
①	学校施設環境改善交付金事業【教育総務課】	P 7
②	スクールカウンセラー等配置事業【学校教育課】	P 8
③	家庭教育学級の開設 子育て支援事業の実施【社会教育課】	P 10
④	指導者の人材確保 自主講座・グループの育成支援 【中央公民館】	P 12
⑤	移動図書館専用図書の充実 ステーションの拡大 運行内容の充実 【図書館】	P 14
⑥	ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の開催 【保健体育課】	P 16
⑦	新学校給食センターの建設, 運営等【学校給食センター】	P 18
⑧	埋蔵文化財発掘調査事業【文化財課】	P 20

参考資料

○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱	P 22
○	南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員	P 23

平成24年10月

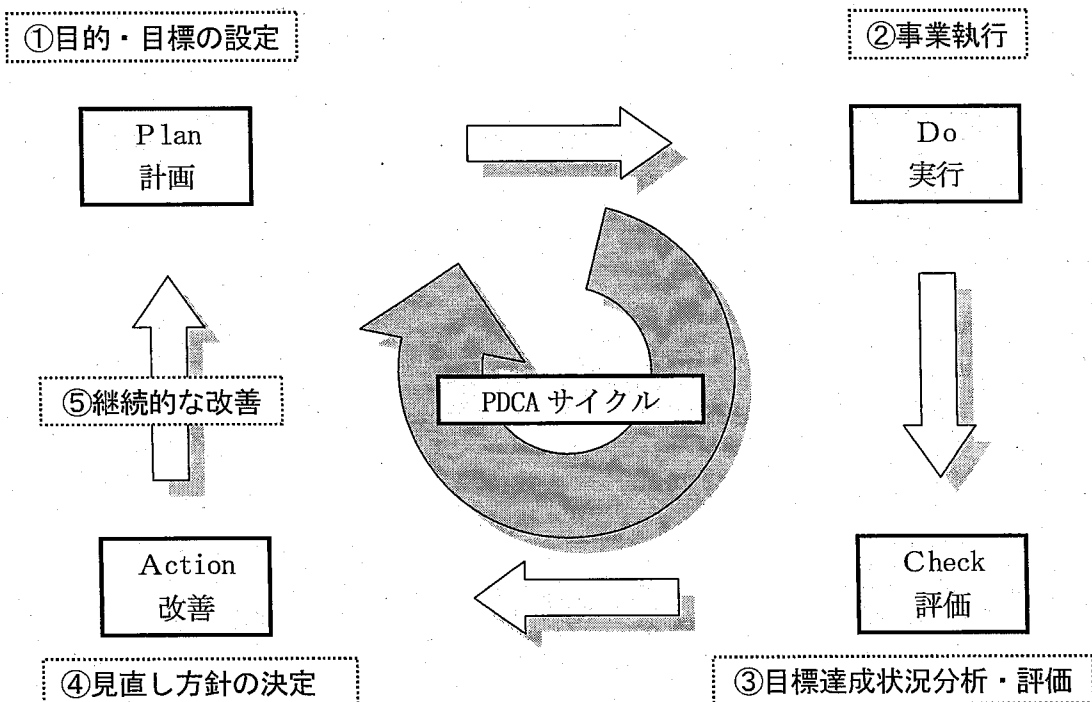
南九州市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識したうえで、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 南九州市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、南九州市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度の導入を行っているものです。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

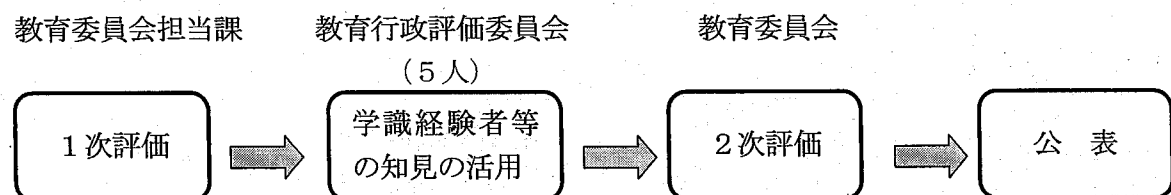
(3) 評価対象事務事業

南九州市総合計画及びそれに基づく南九州市教育行政重点施策の事務事業のうち、平成 23 年度に実施した 8 施策 8 事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する 1 次評価と教育委員会全体として総合的に評価する 2 次評価の 2 段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、教育行政評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | |
|------------------|--------------------------------|
| 平成 24 年 5 月 15 日 | ・点検・評価の対象テーマの決定（教育委員会） |
| 6 月 11 日 | ・ 1 次評価の実施（教育委員会事務局）→教育委員への提示 |
| 6 月 29 日 | ・ 第 1 回教育行政評価委員会（委嘱状交付，対象事業説明） |
| 7 月 19 日 | ・ 第 2 回教育行政評価委員会（評価委員の意見聴取） |
| 8 月 23 日 | ・ 第 3 回教育行政評価委員会（意見・提言の取りまとめ） |
| 9 月 19 日 | ・ 2 次評価の実施（教育委員会） |
| 10 月 | ・ 市長へ報告，議会へ提出 |
| 11 月 | ・ 評価結果の公表（市ホームページ） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や教育行政評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か（ニーズの度合） ・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か（目的妥当性の度合） ・ 市が関与しなければならない事務事業か（公共性・公益性の度合）
効 率 性	・ 投入したコスト（事業費・人件費）に見合った効果が得られているか（費用対効果の度合） ・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか（同じ経費でもっと効率的な方法はないか） ・ 活動量に対してコストの削減余地がないか（コストを下げる工夫はなされているか）
有 効 性	・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか（上位施策に対する貢献度はどの程度か） ・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か（達成度合） ・ 目的を達成するための手段（実施方法）は有効か（手段の有効度合）

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

課 名	施 策	事 業 項 目
教育総務課	教育環境の整備・安全対策の充実	①学校施設環境改善交付金事業
学校教育課	学校教育の充実	②スクールカウンセラー等配置事業
社会教育課	家庭教育の充実	③家庭教育学級の開設 子育て支援事業の実施
中央公民館	生涯学習推進体制の構築	④指導者の人材確保 自主講座・グループの育成支援
図書館	移動図書館の充実	⑤移動図書館専用図書の充実 ステーションの拡大 運行内容の充実
保健体育課	体育イベント事業の開催	⑥ふれあい球技大会，市民体育大会， 駅伝大会の開催
学校給食センター	給食センターの充実	⑦新学校給食センターの建設，運営等
文化財課	文化財の保存及び活用	⑧埋蔵文化財発掘調査事業

Ⅱ 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
① 学校施設環境改善交付金事業	妥当	概ね効率的	有効
② スクールカウンセラー等配置事業	妥当	効率的	有効
③ 家庭教育学級の開設 子育て支援事業の実施	妥当	効率的	概ね有効
④ 指導者の人材確保 自主講座・グループの育成支援	妥当	概ね効率的	概ね有効
⑤ 移動図書館専用図書の充実、ステーションの拡大、運行内容の充実	妥当	効率的	概ね有効
⑥ ふれあい球技大会、市民体育大会、 駅伝大会の開催	妥当	概ね効率的	有効
⑦ 新学校給食センターの建設、運営等	妥当	効率的	有効
⑧ 埋蔵文化財発掘調査事業	妥当	効率的	概ね有効

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ、課題等）
① 学校施設環境改善交付金事業	安心・安全な学校施設整備について、計画的に推進し、学校教育の充実に努めることが必要である。
② スクールカウンセラー等配置事業	いじめ問題等への対応のため、スクールカウンセラー等の増員ができるよう努めることが必要である。
③ 家庭教育学級の開設 子育て支援事業の実施	本事業の広報・周知に努め、出席者の要望を生かすメニューの開発が必要である。
④ 指導者の人材確保 自主講座・グループの育成支援	人材バンクの充実に努め、市民の多様なニーズに応えることのできる体制づくりが必要である。
⑤ 移動図書館専用図書の充実、ステーションの拡大、運行内容の充実	広報活動の充実に図り、きめ細かなサービスが多く市民に提供できるよう努力することが必要である。

⑥ ふれあい球技大会, 市民体育大会, 駅伝大会の開催	多くの市民のニーズに応えながら, 3町の一体化を進める大会の充実に努める必要がある。
⑦ 新学校給食センターの建設, 運営等	より効率的な運営を進め, 子供たちの健全な育成を図るため, 安心・安全な給食の提供に努める必要がある。
⑧ 埋蔵文化財発掘調査事業	文化財の記録保存及び発掘調査の充実に 回り, 文化財愛護思想の啓発と文化財の保存と活用に努める必要がある。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
①教育環境 の整備・安全 対策の充実 (教育総務 課)	学校施設環 境改善交付 金事業	1 学校耐震化について 耐震補強工事が年次計画により実施され、ほぼ達成されたことを高く評価するとともに、未実施の学校施設について、可能な限り早期の耐震化を推進されたい。 2 老朽化対策等について 老朽施設の点検・改修も可能な限り耐震化と並行して推進すべきだと考えるが、改修工事に際して、既存施設・資機材を最大限に活用している状況には、効率的な経費執行に配慮していることが窺える。 財源の確保及び基準に適合する地元企業の選定により、安全な学校づくりに期待する。 3 津波対策について 別府小，松ヶ浦小等は海拔高度20m以下に位置しており、安全確保のため、避難経路の確認と随時避難訓練を実施されたい。	1 小・中学校施設については、年次計画に基づき事業執行を推進しており、平成25年度には耐震化が必要な校舎・屋内運動場の耐震補強工事は全て完了する計画です。 2 各小・中学校の施設は、建築30年以上を経過している校舎・屋内運動場が多く、修繕・改修工事により安全性の確保を図っているところです。 大規模改修工事においては、既存の躯体を活用し、老朽化した内装等は改修して効率的な執行を行っております。 校舎等の大規模改修工事は、相当な事業費を要するため、市の単独事業としての実施は非常に困難で、国の補助事業等を活用するなど、今後とも財源の確保のため必要な措置を積極的に講じてまいります。 工事については、入札及び契約運営委員会に諮り、指名競争入札を経て公正な手続きの下、地元建設業者が受注・施工しています。 3 海拔高度の低い学校については、避難経路・避難先の確認及び避難訓練を実施しており、今後も引き続き児童・生徒・教職員へ津波に対する危機管理意識の徹底を指導してまいります。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
②学校教育 の充実 (学校教育 課)	スクールカ ウンセラー 等配置事業	1 スクールカウンセラー等の配置については、必要不可欠であり、今後さらに十分な成果を出すために、PTA 総会等の出席や紹介が有効性を向上させる要因となると考える。 2 不登校児童の原因別割合(人数)はどうか。(例：学業不振，対友人関係など) 子育て支援とも関連すると思うが，早寝・早起き・朝ごはん運動，60・90運動等の推進に対して，不登校児童が親(保護者)とショッピング，テレビ視聴などで夜遅くまで起きているという実態はないか。(原因を探る) 3 いじめ問題件数の減少は取組の成果が表れているものと思う。いじめ問題を考える週間等があるが，小中学校での取組はどのように行われ，成果につながっているか。	1 スクールカウンセラーや市教育相談員，市SSWについては，PTA総会及び学校だよりで各学校で紹介し，保護者への周知を図っていきます。また，管理職研修会においても積極的な活用について指導していきます。 2 不登校児童生徒の原因については，多くの原因が複合的に重なっています。 原因については，「無気力」，「不安など情緒的混乱」が多く，「友人関係をめぐる問題」，「親子関係をめぐる問題」等があります。 不登校傾向の子どもの中には，昼夜逆転している児童生徒もいて，規則正しい生活の確立を指導しています。 3 学校の取組として，年度当初に「いじめ問題への取組」について全職員で共通理解し，アンケートの実施，道徳の授業，みんなで遊ぶ日の設定，いじめ撲滅の標語の作成等を行っています。本市では，毎学期当初に「いじめ問題を考える週間」を設定しています。その他，定期的に生徒指導部会，心の教育の日等を実施し，児童生徒の様子を情報交換しています。

	4 不登校児童生徒の数は依然横ばい状況であり、各学校はスクールカウンセラーを更に活用し、不登校児童生徒の減少に努められたい。	4 スクールカウンセラーを中学校3校に配置していますが、配置校の生徒だけでなく、近隣の学校の児童生徒のカウンセリングも計画的に行っていきます。また、特別に教育相談が必要な児童生徒には、市教育相談員を即日派遣する対応をとっていきます。
	5 児童生徒の抱える問題を未然に防ぐ制度として必要である。不登校等は、家庭に問題がある例も少なくないと聞く。(家庭を訪問しても応対してもらえないなど) 人権尊重を第一に考えるあまり、問題児を立ち直らせるための助言をしたくても、外部の住民が関与できない面が多々あり、問題解決に至らない状況もあるのではないか。	5 不登校を含め、生徒指導上の様々な問題への対応については、家庭の中まで踏み込んだ指導も必要ですので、今後SSWの活動をさらに充実していきたいと思います。
	6 あらゆる問題行動等の未然防止は、早期発見・早期対応が前提であり、児童生徒の日常の精神状態・行動を最も把握できる保護者と教職員が問題意識を共有できる環境づくりのための方策は講じられないか。	6 学校においては、年度当初にPTA総会や学年・学級PTA、家庭教育学級等で家庭と学校の連携の大切さについて保護者と共通理解を図るとともに、児童生徒の気にかかる行動面の気付きを日常的に相談し合える態勢づくりに努めています。 問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応に当たっての保護者と教職員の問題意識の共有については、管理職研修会や生徒指導主任等研修会の機会等を利用して、改めてその大切さを確認していきたいと考えています。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
③家庭教育の充実 (社会教育課)	家庭教育学級の開設	1 幼、保、小、中学校等の学校行事に併せて開催するなど、出席率(参加率)をあげる工夫が必要である。 2 東日本大震災後、家族の絆を重視する傾向にある。より効率的な推進を期待する。 3 同年代の子どもを持つ親同志が集まる情報交換の場として、家庭教育学級の学習内容をさらに充実させてほしい。 「いじめに関する学習」など、児童生徒と家庭教育学級生が同じ教室で同じビデオを見て学習したり、生徒が道德の時間に学習したビデオを家庭教育学級でも使用して、家庭で親子一緒に感想を話し合ったりした例もある。	1 御指摘のような学校行事と合わせた開催日の工夫を含めて、保護者が関心を持つような学習内容の見直し、広報の方法等について更に助言をしていきます。 2 平成18年度改正の教育基本法で、初めて家庭教育に関する条文が定められるなど、その必要性が求められていますので、主な施策の一つとして家庭教育学級の充実に取り組んでいきます。 3 家庭教育学級の開設に当たって、最も大切なことは、参加者の学習要求に応えられるような学習内容を準備することで、今後、各学級における実施状況をしっかり把握しながら、特色ある学習や、講師等について各学級へ積極的な情報提供をしていきます。
	子育て支援事業の実施	4 孤立しがちな子育て世代への学習機会は多ければ多いほど良いと考える。市の広報紙等で周知し様々な機会を与えるよう努められたい。	4 子育てサロンの設置に関する広報については、ポスターを作成し、公共施設や市内の店に掲示をしたり、市の行事カレンダーに掲載したりするなど広報に努めています。今後更に広報活動の充実に努めていきたい。

	5 下校後「学童保育・放課後子ども教室」が実施されていて、親も安心して働くことができるので、必要な制度です。 「放課後子ども教室」の児童が柿ちぎりの体験に来て多くの事柄を学んでもらったことがありました。(H23.10) 室内だけの学習にとどまらず、地域の協力を得て校外学習も必要ではないかと思います。	5 放課後等における子どもたちの活動の場を確保するため「放課後子ども教室」を全ての小学校で開設しています。 各教室では安全管理者、学習指導員、コーディネーターを置いていろいろな活動を工夫しています。 今後も更に、各教室と連携して学習内容や学習方法の充実を図っていきます。
	6 最近多く見受けられる経済的必要性による共働き家庭、特に母子家庭の就労等時間的なことにも考慮し、内容の見直しとともに開催日の工夫が求められると思います。	6 本事業は、主に保育園等に子どもを預けずに子育てをしている親で、子育ての悩み等を相談する友達等が身近にいない親を対象に、週1回平日に子育て相談や仲間づくりの場を提供しているものです。 参加者の意見等を参考にして、内容や開催日については検討していきます。

I 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
④生涯学習 推進体制の 構築 (中央公民館)	指導者の人材確保	1 人材発掘や登録(人材バンク)の方法・現況等について推察し、また、事業費増加の推移を考慮した時、地方における人材確保は困難な面もあると考えられるが、今後も情報収集に努め多くの人材発掘・登録・活用を推進されたい。 2 指導者、人材バンクの整備も実施され、事業の活動量に見合った成果はほぼ達成されているとのこと。今後も改革・改善に提起されている通り推進されたい。	1 人材名簿については、平成23年度に整備いたしました。各種講座・教室等の指導者等の聞き取りや公民館等への推薦依頼、公募等により名簿への登録を行い、現在、22分野で延べ133名が登録されています。 事業費については、講座の増設に伴い、講師謝礼が増額しているためです。今後さらに効率的な調査・募集・登録方法を検討し、指導者の確保を図ってまいります。 2 22分野の中でもまだ登録のない分野があります。また、様々な学習の場面において活用するためには、更なる名簿の整理が必要であり、今後も人材バンク登録を推進していきます。併せて、活用方法等についても検討をいたします。
	自主講座・グループの育成支援	3 市民大学は総学習の場であり、今後も継続してもらいたい。 多くの受講生に学んでもらうために、思い切った予算を組み受講生の要望に応えられる講師を依頼してもらいたい。 4 市民の学習意欲を高めるために、さらに一層、事業推進に改善策を講じて、広く一般市民への学習機会の提供に努めてほしい。	3 市民大学は、文化振興係所管ですが、毎年500名前後の受講生の登録があり、市民の皆さんの生涯学習に寄与しています。 平成23年度は渡部陽一さんの講演をはじめ年6回の講演を企画しましたが、今後も、市民の要望に応えられるような運営に努めていきます。 4, 5 今後も、市民の多用なニーズに応えられるように、各講座の反省等を生かしながら講座の見直しや、講座開設の場所、時間等の考慮をし、広く学習機会の提供に努めていきます。

		5 3支部の公民館活動が盛んに行われていて、集う場として活用されている。昼の講座・夜の講座とニーズに合わせて実施しているが、高齢化が進んでいる。若年層の住民に合った講座を考えてみることも必要である。	
		6 3支部で開催される文化祭は、周知広報と資質向上のため交流を希望する団体が多く、それぞれの支部間の交流が行われている。引き続き実施されたい。 また、郷土芸能を継承する場として、文化祭出演が最適だと思うが、経費を要することなどで敬遠されがちになっている。経費についての考慮が必要と思う。	6 文化協会においては、御指摘のように3支部の交流を深めるために、3支部の文化祭において展示、発表部門の一部で交換展示発表が行われています。今後、更にこの交流が広がるように文化協会へ働きかけたい。 また、文化祭での各団体の発表に伴う経費についての予算化はしていません。郷土芸能関係についても、各団体での対応をお願いしたいと考えています。

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑤移動図書館の充実 (図書館)	移動図書館専用図書の充実	1 的確な評価のため、評価シートの、(3)有効性(2)判断の理由・根拠について、各項目ごとのより具体的な資料提示も必要ではないか。	1 2の(3)について ① 巡回箇所については、1台体制時の51か所から2台体制65ヶ所に増加した。 ② H23年度から移動図書館事業として予算を独立したことにより、移動図書館車専用の図書として購入することができる。 ③ 巡回に司書が同行することにより、巡回先で読み聞かせ等ができるだけでなく、利用者が利用する本の傾向等、巡回先での要望が把握しやすくなった。 ④ 移動図書館車での貸出冊数の推移。 H22 52,753冊→H23 68,237冊 ⑤ 巡回時間の拡大、要望に応え保育園で巡回時読み聞かせの実施。
	ステーションの拡大	2 移動図書館車の図書について、あまり利用されていない図書は、利用されやすい図書と更新して充実させるなど、効率化を図るよう期待する。 また、移動図書館車を2台体制にしたからには、もっと市民が身近で利用できるようステーションの拡大が必要と考える。	2 移動図書館車での巡回に当たっては、本館と同様に予約・リクエストを受付、要望のあった図書を届けるようにしています。また、幼稚園、保育園等の巡回に当たっては幼児向けを増やすなど、巡回先に合わせた図書の入れ替え等を行うなどできるだけ利用者のニーズに応えられるような工夫をしています。 ステーション数については、H22年度51ヶ所からH24は校区公民館、保育園等の巡回先を増やし65ヶ所としました。併せて幼稚園保育園での滞在時間を増やし、要望等に応じて読み聞かせ等

	運行内容の充実	3 移動図書館車は、各学校での利用に比べて公民館での一般住民の利用が少ないのではないかと。図書館まで行けない住民・子供のために今後も継続する必要があるため、移動図書館の日程を住民に知ってもらうような工夫をする必要があるのではないかと。 4 図書館の静かな雰囲気や住民の多くに味わってもらいたい。 図書館の職員は親切でほかの図書館から借りることもできるので、希望を満たすことができる。図書館をもっと多くの住民に利用してもらいたいといつも考えている。 5 実施2年目である程度の成果は確認される移動図書館事業を、今後持続するに当たっては、コスト面での効率化、さらには有効な利用率向上等の改善策に努めてほしい。	が実施できるようにしました。 3 移動図書館車は、月曜日から金曜日まではほぼ空き時間なしで運行していますが、御指摘の通り保育園、学校以外の地区公民館での利用が少ないようです。図書館車の公民館への巡回については、市広報紙「南九州」の「くらしのカレンダー」で紹介していますが、巡回計画表の施設への掲示や移動図書館車による放送（移動図書館の音響機器の活用による）の実施を計画しています。 4 市民の皆さんが安心して読書を楽しめる憩いの空間づくりを目指して、職員のレファレンス能力を高めながら更なるサービスの向上に努めていきます。 5 利用団体等の巡回希望時間等を考慮した巡回計画を立てているが、巡回コースや利用案内の工夫、サービス内容等の検討をしながら利用率の向上とコスト面での効率化を図っていきたい。
--	----------------	--	--

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針																		
⑥ 体育イベント事業の開催 (保健体育課)	ふれあい球技大会	1 市民の健康増進のために行政として、全てにリーダーシップをとっていただきたい。 また、大会役員の募集等様々な企画も取り入れて、より多くの市民が参加できる大会を願う。	1 市民が体力づくりや健康増進に努め、多くの市民との交流で住みよくいきいきとしたまちづくりが推進され、南九州市の一体化を図るために開催していきます。 また、大会競技役員はイベント毎に、運営に最適と考えられる方々に協力してもらっているところです。																		
	市民体育大会		<table><tr><td>ふれあい球技大会</td><td>競技団体協会・大会参加者・市職員</td></tr><tr><td>市民体育大会</td><td>各校（地）区選出者・スポーツ推進委員・市職員・高校生クラブ・高校生ボランティア</td></tr><tr><td>市駅伝大会</td><td>各校（地）区選出者・スポーツ推進委員・市職員</td></tr></table>	ふれあい球技大会	競技団体協会・大会参加者・市職員	市民体育大会	各校（地）区選出者・スポーツ推進委員・市職員・高校生クラブ・高校生ボランティア	市駅伝大会	各校（地）区選出者・スポーツ推進委員・市職員												
			ふれあい球技大会	競技団体協会・大会参加者・市職員																	
			市民体育大会	各校（地）区選出者・スポーツ推進委員・市職員・高校生クラブ・高校生ボランティア																	
市駅伝大会	各校（地）区選出者・スポーツ推進委員・市職員																				
		さらに、イベント後にはアンケートを行い、その結果を次回に反映させるようにしていますが、これからもよりよい大会を目指して創意工夫していきます。																			
	駅伝大会の開催	2 市民ふれあい球技大会は、高齢者も多く参加すると思われるので、気候的に良い時期に開催できないか検討されたい。 また、競技によっては出場者の確保が困難なこともあり、関係者は苦労しているようだ。無理のない方法を考えるべきである。	2 市ふれあい球技大会については、御意見のとおり、8月真夏時期の開催であり、年代・種目・屋内外を問わず暑さ対策が課題でありますので、他の体育イベント等の実施時期も踏まえながら検討します。 (参考：体育イベント年間予定表)																		
			<table><tr><td>4月</td><td>えい新茶大野岳マラソン</td></tr><tr><td>5月</td><td>スポーツ少年団交歓交流大会</td></tr><tr><td>6月</td><td></td></tr><tr><td>7月</td><td>県民体育大会地区大会</td></tr><tr><td>8月</td><td>市ふれあい球技大会 ゴッソイ祭スポーツ大会</td></tr><tr><td>9月</td><td>県民体育大会 市立小・中学校体育大会</td></tr><tr><td>10月</td><td>市民体育大会</td></tr><tr><td>11月</td><td>川辺地区駅伝競走大会</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	4月	えい新茶大野岳マラソン	5月	スポーツ少年団交歓交流大会	6月		7月	県民体育大会地区大会	8月	市ふれあい球技大会 ゴッソイ祭スポーツ大会	9月	県民体育大会 市立小・中学校体育大会	10月	市民体育大会	11月	川辺地区駅伝競走大会		
4月	えい新茶大野岳マラソン																				
5月	スポーツ少年団交歓交流大会																				
6月																					
7月	県民体育大会地区大会																				
8月	市ふれあい球技大会 ゴッソイ祭スポーツ大会																				
9月	県民体育大会 市立小・中学校体育大会																				
10月	市民体育大会																				
11月	川辺地区駅伝競走大会																				

			1 2 月	市駅伝競走大会
				川辺地区 10 キロ通信競走大会
			1 月	市郡対抗地区女子駅伝大会
			2 月	県下一周駅伝競走大会
			3 月	
		3 市民体育大会は、選手と関係者の参加に偏りがちな傾向があり、親睦を図るという効果が十分と言えないのではないか。多くの住民が参加するために、3年に1回は旧3町独自で開催する企画を考えてみてはどうか。	ふれあい球技大会は、小学生から高齢者まで幅広い年代の方々が参加できるチーム編成とし、低・高年齢層から高・低年齢層への移動もできるように配慮していますが、校(地)区の実情に即した無理のない競技参加に努めていただきたいと考えます。 3 「スポーツを通して市の一体化と市民の健康増進を！」目的に、市の一大イベントとして多くの市民が参加・集える大会となるように、公民館長・体育部長、スポーツ推進委員が主体となって、実施しております。御提言の3年に1回は旧3町独自で開催することについては、旧3町独自の自主的な取り組みに委ねたいと考えます。	

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑦給食センターの充実 (学校給食センター)	新学校給食センターの建設、運営等	1 新学校給食センター現地視察により、統合新センターの妥当性・効率性・有効性を確認し、行政改革推進に寄与していることを評価する。新施設の衛生管理の下、安心・安全な学校給食の提供とコスト効率化対策及び安定した施設運用のため調理配送業務委託業者と連携・協調して効率的運営を進めてもらいたい。 2 地産地消が推進され、県内産活用率が68.9%と、安心安全・消費拡大に寄与している。今後の取組推進にどのような工夫がなされ、また、さらなる効率的運用のための方策は講じられているか。	1 新学校給食センター供用開始以降、順調な運営がなされています。今後も各学校の協力や理解の下、安心・安全な学校給食の提供ができるよう、より効率的な安定した学校給食センターの運営のため、職員研修や作業点検等を行っています。 コスト面においては、新衛生管理基準に適應する施設の効率的運転のため、稼働実績を分析し省エネ・節電対策等の対応策を検討してまいります。 調理配送業務委託業者との連携・協調のため、栄養教諭等の日常的な作業指導や定期的ミーティング等により、作業・経費の効率化と安定運営に努めています。 2 知覧・川辺地区の個人納入生産者をJA南さつまの協力により組織化し、生産者部会を発足させ安定納入を実現し、地産地消を推進しています。また、登録納入業者に対しても、特に旬の食材は、南九州市産及び県内産を指定し安心・安全な食材の調達に努めています。

		3 残飯処理施設に投棄される量は1日どのくらいか。飽食の時代、出されたものを全て食するという食育効果を期待したい。 4 給食センターでのビデオ視聴によりシステムがよく理解できました。映像の最後の画面で男児が椀に汁物を注ぐ配膳のシーンがあったが、杓子の持ち方など配膳指導が必要だと感じた。学校給食の準備段階で、先生方の配膳指導をお願いできないものか。	3 残食調査については、重点的に5・11月に実施していますが、平成23年度の実績は、平均4.43%で日量150kg程度です。調査結果を参考にして、メニューの研究や学校現場での指導をお願いしています。 4 学校での学校給食指導を改善していきます。また、年2回の給食担当者会や栄養教諭による指導の充実を図ります。
--	--	--	--

Ⅲ 評価委員の意見・提言及び教育委員会の対応方針

事務事業名 (担当課)	主要事業	意見・提言の内容	教育委員会の対応方針
⑧文化財の 保存及び活用 (文化財課)	埋蔵文化財 発掘調査事 業	1 南九州市らしさを活かした取組と考える。文化財の紹介にも努め、多くの市民への教育につながるよう期待する。(手作りパネル等努力が窺える) 2 発掘作業体験等を通じて考古学への興味・関心を持たせることは大切なことである。地元高校生等歴史に興味のある者への呼びかけもあれば一層充実するのではないか。 3 市内の文化財分布調査、重要な史跡等の発掘調査を進められたい。特に、潁娃町内には未確認の文化財史跡等もあると思われるので、重点的な分布調査等を進めてほしい。 4 ミュージアム知覧は知覧特攻平和会館との共通利用チケット等により見学者も多いと聞く。歴史を知るためにも重要な文化財であると考え。	1 引き続きパネル展や速報展等を利用し文化財の紹介等に努めてまいります。 2 市内の高等学校に文化財が「マップ・企画展のポスターの掲示等を依頼し文化財の周知を図ります。 各高等学校からミュージアム知覧までのひまわりバス時刻表も作成し館の利用促進を図ります。 さらに、ボランティア部等があれば史跡等の紹介と清掃活動等共同活動ができないか模索します。 3 引き続き潁娃地区については重点的に分布調査を行い文化財の周知・包蔵地の把握に努めてまいります。 4 昨年度「半径1500mの歴史と文化」のタイトルで川辺の清水周辺の文化財を紹介する企画展を縄文の森と共同開催しました。今後も市内の地区を絞った文化財紹介にも努め、地域と連携した企画展を企画できるように調査研究を進めてまいります。

		5 児童生徒の学習の一環として、見学させることも不可欠と考える。 6 他町まで出向く機会はなかなかないので、3町の文化財を交換して展示する期間を設け、他町の歴史を知る企画は如何か。	5 平成23年実績として市内13校456名の児童生徒がミュージアム知覧に来館しております。学習の場としての取組みを継続、向上させてまいります。 6 遅れ気味の頰娃町の調査、研究、解析を重点的に進め、近い将来3町の歴史、文化の結びつき等の紹介ができるように計画してまいります。
--	--	--	---

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会設置要綱

平成21年 2 月 17 日
教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うにあたり、透明性及び客観性を確保するため、南九州市教育委員会教育行政評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価を行い、教育委員会に評価結果を報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

○ 南九州市教育委員会教育行政評価委員会委員

自 平成 24 年 6 月 1 日

【任期】 1 年 至 平成 25 年 3 月 31 日

職 名	選出区分	氏 名	備 考
委 員	教育関係	宮園 秀昭	川辺高等学校校長
委 員	青少年育成関係	青矢 順子	市内小・中学校子連代表
委 員	文化関係	取違 徳子	南九州市文化協会代表
委 員	体育関係	大久保 久通	南九州市体育協会代表
委 員	企業関係	川畑 義行	南九州市商工会顧問

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(平成 19 年 6 月 27 日一部改正)